

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月28日

香川県人事委員会委員長 桑 城 秀 樹

香川県人事委員会規則第18号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和45年香川県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="224 462 313 494">附 則</p> <p data-bbox="134 542 1052 574">1 この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p> <p data-bbox="134 606 1097 798">2 <u>給与条例附則第5項第2号、第3号及び第4号並びに第9項並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成19年香川県条例第70号）附則第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第1項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。</u></p>	<p data-bbox="1209 462 1299 494">附 則</p> <p data-bbox="1164 542 1993 574">この規則は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。</p>

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。